

令和 8 年 9 月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第 102 号	福島市景観条例の一部を改正する条例制定の件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
報告第 23 号	専決処分報告の件		
	・専決第 28 号 損害賠償の額の決定並びに和解の件	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3

都 市 政 策 部

福島市景観条例の一部を改正する条例制定の件について

1. 改正内容

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の成立に伴い、景観法の一部が改正され、福島市景観条例における景観法の引用条項にずれが生じたため、所要の改正を行う。

2. 改正項目

福島市景観条例 第16条第1項（変更届）、福島市景観条例 第17条第1項（適用除外行為）

3. 条例施行予定日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日（令和8年5月27日から起算して6月以内）から施行する。

4. 景観法改正内容

景観法に基づく届出を必要としない項目を追加

・景観法第16条第7項（新設）

都市再生特別措置法に基づく特定固有魅力形成建築物の増改築、移転、除却の届出は、景観法に基づく届出があったとみなす。

・景観法第16条第8項第4号（新設）

景観整備推進法人が市長の認可を受けて実施する再生協定に基づく行為は、届出不要。

改正後	改正前
（届出及び勧告等） 第十六条（略） 2～6（略） <u>7（新設）</u> 8 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 一～三（略） <u>四（新設）</u> 五～十一（略） <u>十二</u> その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為	（届出及び勧告等） 第十六条（略） 2～6（略） <u>7（新設）</u> 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 一～三（略） <u>四（新設）</u> 四～十（略） <u>十一</u> その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

※1 地域固有の魅力の形成に寄与している重要な建築物

※2 市町村から良好な景観の形成を担う団体として認可を受けた団体

5. 新旧対照表

改正後	改正前
（変更届） 第16条 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法（その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が<u>同条第8項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるものに係るものを除く。）とする。 2（略） （適用除外） 第17条 法<u>第16条第8項第12号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（7）（略）	（変更届） 第16条 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法（その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が<u>同条第7項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるものに係るものを除く。）とする。 2（略） （適用除外） 第17条 法<u>第16条第7項第11号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（7）（略）

専決第28号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

議案書
P.137

- 1、事故発生の日 令和8年6月12日
- 2、事故発生場所 福島市置賜町2番18号 置賜第一ビル2階
- 3、相手方の住所 福島市北沢又字大和田前1番地の17
- 4、相手方の氏名 株式会社 亓式参 代表取締役 庄司 政史
- 5、事故状況等 開発建築指導課職員が、福島警察署長から風営法許可に伴う建築基準法の適合状況の照会を受け、現場立会い時の非常用照明点灯確認において同器具を脱落させ、破損させたもの。
- 6、損害賠償額 物件損害額 66,000円の10/10 66,000円
- 7、和解の内容 1、本事故については、損害賠償額を上記の通りとし、両当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て請求争訟等を行わない。

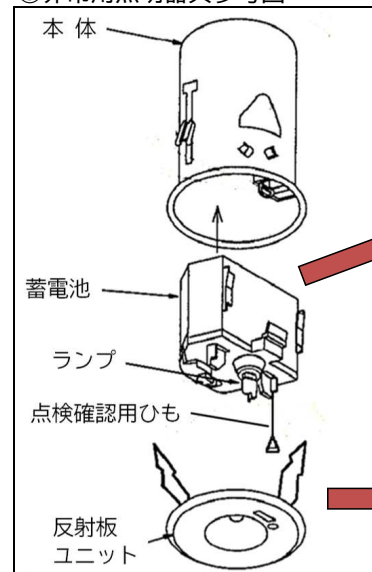
①事故発生場所（位置図）



②事故該当場所



③非常用照明器具参考図



④破損状況(脱落した蓄電池およびランプ)



⑤破損状況(脱落した反射板ユニット)

